

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：32420

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780458

研究課題名(和文) 1970～80年代の戦後義務教育財政システム変容過程に関する研究

研究課題名(英文) Study on the postwar compulsory education financial system change process of 1970-80

研究代表者

植竹 丘 (UETAKE, Takashi)

共栄大学・教育学部・講師

研究者番号：90635244

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、1960年代前半に確立し、1970年代に「安定・拡大期」に入った後、1980年代中盤以降縮小期に入った「戦後義務教育財政システム」どのように拡大し、なぜ、どのように改革の対象となり、実際の改革が行われることになったのかを明らかにするために、公文書等一時史料に基づいた実証的調査研究を行った。結果、1980年代中盤以降の財政逼迫の中で、教員の本俸を国庫負担金の対象として守るための交渉材料として切り離していったことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this research, how was the "postwar compulsory education finance system" magnified and why did you make it however clear whether target actual reform of reform was going to be performed? By an official document did research positively based on historical sources temporarily. I made it clear that it was being cut off as the material of negotiations to maintain teacher's basic salary as a target of a treasury charge in the result and the financial tightness in middle stage after a while in 1980 's.

研究分野：教育行財政

キーワード：教育財政 義務教育費国庫負担金

1. 研究開始当初の背景

本研究の指す「義務教育財政システム」のサブカテゴリである 財源制度，定数管理制度，教職員給与制度は，1980年代の財政逼迫を背景とした行財政改革や，近年の規制緩和・地方分権を基調とする改革の中で(法)制度の見直しが行われてきた。

財源制度に関しては，戦後の数年を除き約60年以上維持されてきた「義務教育費国庫負担制度」が中核となる。同制度は，1985年以降，対象費目の多くを一般財源化してきた。また，国庫負担比率は，「三位一体の改革」に伴って，2005年に，1/2から1/3に引き下げられた。

定数管理制度に関しては，1958年に制定された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「義務教育標準法」)によって，学級編制と各都道府県におくべき教職員定数の標準を定めていたが，2004年に「総額裁量制」を導入し，都道府県が教職員の配置を自主的に決定できるようになるなど，同法の運用が大幅に見直された。

教職員給与制度については，1950年に「国準抛制」が導入されたが，2004年の国立大学の独立行政法人化により，各都道府県が独自に決定するよう改められた。国立大学法人化と関連して，1953年に導入された義務教育学校，高等学校，大学の「三本建給与表」も廃止された。

これらの改革は，時間の長短はあるにせよ，戦後数十年にわたって大きな改正がなされず，「安定」してきた(法及び運用)制度を改編しようとするものであるといえる。このような状況下で，義務教育財政に関する政策と制度設計のあり方を具体的に考察していくことが現在喫緊の課題となっている。この課題に答えるためには，現在見直しが進みつつある「戦後教育財政システム」についての実証的な制度史・政策史研究が展開されていく必要がある。

これまでの戦後義務教育財政制度研究は，その制定過程，特に立法過程に主たる分析の中心を置いてきた(市川昭午・林健久(1972)『教育財政』東京大学出版会，小川正人(1991)『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会，等)。その反面，その後制度が「安定」していく過程(「完成・確立期」)については，申請者のこれまでの研究を除いて存在しない。「安定・拡大期」(後述)については，1971年の教職調整額の導入や1974年の学校栄養職員の県費負担教職員

への追加についても，文部省職員の解説論文があるものの，「戦後教育財政システム」全体の中に位置づけた歴史的研究は管見の限り存在しない。「改革・転換期」にあたる1985年以降の義務教育費国庫負担対象費目の削減についても，その後の臨時教育審議会に問題関心が集まったことを反映してか，数十年間安定してきた「戦後義務教育財政システム」の改革・転換という視角からその歴史的意味を考察しようという研究は，管見の限り存在しない。

2. 研究の目的

本研究の目的は，「戦後義務教育財政システム」の「安定・拡大期」及び「改革・転換期」の政治過程の分析を通じ，戦後義務教育財政システムの構造的理解を行うことである。

本研究が具体的に明らかにしたいこと(研究課題)は，第一に，戦後数十年に亘って「安定」し，近年改革がなされつつある「戦後義務教育財政システム」がどのように拡大し，なぜ，どのように改革の対象となり，実際の改革が行われることになったのかを明らかにする。第二に，これまで行ってきた地方による「受容」過程，「確立」過程の分析と総合することにより，戦後日本の教育行財政がどのような中央地方関係のもとに形成・確立したかを明らかにする。そのことを通じて，立法に主要な関心を寄せてきた従来の教育財政史研究に対して，立法から時間を経た，「安定・拡大期」及び「改革・転換期」の政策過程を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は義務教育財政に関する政策と制度設計の在り方を具体的に考察していく上で要となる上掲の二つの研究課題について，一次資料を用いて実証的に明らかにする。

4. 研究成果

本科研費における3年間の助成機関を通じて，

(1)上掲の目的を達成するために，本研究の時期区分でいう「戦後義務教育財政システム」の「安定・拡大期」及び「改革・転換期」の中央政府内の政治過程に関わる史料収集を行った。具体的には，文部省・諸政党の政策に関する公式文書，衆参両院の本会議や文教関係委員会，臨時教育審議会等政府関係審議会の議事録等に関しては，国立国会図書館及び同憲政資料室，国立公文書館，国立教育政策研究所教育図書室，文部科学省図書室，日本教職員組合図書室において収集した。

(2)本研究の遂行には，教育学のみならず，政治学，行政学，経済学，財政学，歴史学等，

隣接諸分野の知見を必要とする。よって、国内外の諸文献及び史料を網羅的に収集した。具体的な研究業績としては、投稿中の論文を除き、書籍の分担執筆三点、雑誌論文一点、学会発表二点となったが、助成期間を通じて収集した史料を用いた研究論文を平成 29 年度中に執筆予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 9 件)

植竹丘「教育行政学と戦後教育学 市川昭午氏への聞き書きから」『教育行政学論叢』第 35 号, 東京大学大学院教育学研究科, 2015, pp.45-61.

植竹丘「教育の目的・目標」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, p.22.

植竹丘「教育振興基本計画」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, pp.22-3.

植竹丘「小中一貫教育」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, p.23.

植竹丘「学校統廃合の手引」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, pp.23-4.

植竹丘「土曜授業の実施」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, p.24.

植竹丘「教育委員会制度改革」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, pp.24-5.

植竹丘「学校図書館法改正」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, p.25.

植竹丘「子どもの貧困対策」『別冊教職研修』2015 年 7 月号, 教育開発研究所, pp.25-6.

[学会発表](計 2 件)

植竹丘「義務教育標準法と義務教育費国庫負担制度-時期区分論の視角から-」日本教育制度学会第 22 回大会課題別セッション (「義務教育財政制度とその周辺」), 高知大学朝倉キャンパス, 2014 年 11 月 9 日.

植竹丘「教育行政学と戦後教育学-市川昭午氏の聞き書きから-」日本教育学会第 74 回大会特別課題研究 「戦後教育学の遺産の記録」, お茶の水女子大学, 2015 年 8 月 29 日.

[図書](計 10 件)

植竹丘「教育行政の基本的しくみ」村上祐介編『教育委員会改革 5 つのポイント』学事出版, 2014, pp.10-22.

植竹丘「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 41~44 条」荒牧重人・小川正人・窪田眞二・西原博史編『新基本法コンメンタール教育関係法』日本評論社, 2015, pp.259-64.

植竹丘「戦後義務教育財政史の時期区分論「サブシステム」としての定数管理制度に着目して」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第 22 号, 東信堂, 2015, pp.239-44.

植竹丘「義務教育費負担問題」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第 22 号, 東信堂, 2015, pp.253-60.

植竹丘「信用失墜行為の禁止」堀米孝尚編『教頭・副校長実務ハンドブック』教育開発研究所, 2016. p.139.

植竹丘「秘密を守る義務」堀米孝尚編『教頭・副校長実務ハンドブック』教育開発研究所, 2016. p.140.

植竹丘「職務に専念する義務」堀米孝尚編『教頭・副校長実務ハンドブック』教育開発研究所, 2016. p.141.

植竹丘「政治的行為の制限」堀米孝尚編『教頭・副校長実務ハンドブック』教育開発研究所, 2016. p.142.

植竹丘「争議行為等の禁止」堀米孝尚編『教頭・副校長実務ハンドブック』教育開発研究所, 2016. p.143.

植竹丘「営利企業等の従事制限」堀米孝尚編『教頭・副校長実務ハンドブック』教育開発研究所, 2016. p.144.

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

植竹 丘 (UETAKE, Takashi)

共栄大学・教育学部・講師

研究者番号：90635244

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()